

職員の懲戒処分について

1. 被処分者

市民協働部 主査 59歳 男性

2. 処分内容

1箇月間の減給10分の1

3. 処分年月日

令和4年11月2日

4. 非違行為の概要

当該職員は、平成25年4月18日午後5時45分頃、普通自動車で帰宅途中に志方町細工所の交差点において、左側から直進してきた軽自動車の右側側面に衝突し、事故の弾みで相手方車両を交差点付近の田に横転させ、相手方に頸髄損傷等により加療約6か月間を要する重傷を負わせる事故を起こした。

事故発生後の平成25年5月21日に交通事故報告書の提出があったものの、その後の示談の状況、刑事処分及び行政処分の内容について、未報告のままとなっていた。

令和4年7月19日に、相手方の親族からの連絡を受け、事実確認を行った結果、事故後の平成25年8月に罰金500,000円の略式命令を受けていたこと、1ヶ月間の自動車運転免許停止処分を受けていたこと、また平成30年7月20日に示談が成立していたことなど、事故発生から現在までの間、報告されていなかった事実が発覚した。

以上のような行為は、公務に対する信用を著しく傷つける行為として地方公務員法第33条に違反する行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により当該職員を1箇月間の減給10分の1の懲戒処分とした。